堀原運動公園の指定管理者候補者の選定結果について

教育庁学校教育部保健体育課 (TE 301-5344)

堀原運動公園の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。 今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、堀原運動公園の指定管理 者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定で す。

記

1 指定管理者 候補者	公益財団法人 茨城県スポーツ協会			
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間			
3 応募団体数	候補者を含めて1団体			
4 選定方法				
(1) 選定委員会	外部委員:つくば大学教授(委員長) 清水 清水			紀宏
委員数	公認会計士(副委員長) 平島		泰裕	
	酒門いきいきスポーツクラブクラブマネージャー 友部		静江	
	県側委員:総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山		孝紀	
	学校教育部長		庄司	一裕
(2) 選定方法	1次審査:事務局による書面審査			
	2次審査:選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査			
(3) 選定基準				
	選定基準	審査項目		配点
	1 県民の平等利用 ・平等利用が確保されているか。		適・否	
	の確保	・利用者本位のサービスが提供されてい	るか。等	
	2 施設の効用の最	・施設の目的・性格を理解した計画か。		50 点
	大限の発揮	・利用者の増に向け、適切な計画か。	等	
	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。		10 点
	4 業務を安定して	・安定した経営基盤を有しているか。		40 点
	行う物的・人的能	・効率的・効果的な管理運営の体制か。		
	カ	・必要な知識及び経験を有する適切な人	、材配置	
		となっているか。	等	
				100 点
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、公益			
	財団法人茨城県スポーツ協会を指定管理者候補者として選定しました。			
	・施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け、スポーツ振興業務や施設の利			
	用促進策にも配慮している。			
	・当該施設の管理実績もあり、施設管理に関する知識や技術を十分有している。			
	・また、経費削減への姿勢が伺われ、経費の積算にも妥当性が認められる。			